

グローバル化改革専門調査会
金融・資本市場ワーキンググループ
第一次報告

「真に競争力のある金融・資本市場の確立に向けて」

平成19年4月20日

平成 19 年 4 月 20 日

金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告
「真に競争力のある金融・資本市場の確立に向けて」

グローバル化改革専門調査会
金融・資本市場ワーキンググループ

はじめに

世界の2大国際金融センターであるロンドン市場とニューヨーク市場の間の市場間競争は、ますます激化しており、互いにより良い市場環境を提供することにしのぎを削っている。アジアにおいても、シンガポールや香港は、国家的な優先課題として金融・資本市場の競争力強化に取り組んでいる。ところが、こうした市場間競争から我が国は遙かに立ち後れた位置にあり、東京¹は、アジアの金融センターとしての地位さえも脅かされようとしている。

東京が十分な金融サービスを提供できていないがゆえに、我が国を含むアジアの貯蓄が一旦は欧米に流出し、欧米でリスクマネーに変換されてアジアの投資をファイナンスするために還流するという資金循環の構造が生じている。この結果、日本は単なる資金提供者の地位にとどまることになって、資金仲介の過程における金融サービスの提供が生み出す利益を享受できないでいる。金融取引とそれに従事する専門人材が日本に誘引されれば、金融サービス産業によって国内に今以上の雇用と税収がもたらされるようになる。したがって、我が国を含むアジアの貯蓄をアジアの投資につなげる役割を東京市場がもつぱら果たすようになることは、国益に合致する。

また、少子高齢化が進行する中で、働くヒトの数が少なくなる分、カネにももっと働いてもらう必要がある。この意味で、我が国の家計部門が保有する金融資産の、現状では決して高いと言えない運用効率を改善することは、急務の課題である。東京市場が国際金融センターとしての地位を高めることは、国内で効率的な資産運用を行う機会を拡大することにつながり、資産運用の収益率改善に資することになる。さらに、周辺への波及効果の大きい産業である金融サービス産業が強化されることは、資源配分の効率化を通じて、産業構造の高度化や全般的な生産性の向上に貢献するものとなり、日本の経済成長を促進することになると期待される。

東京市場は、その背景として 1,500 兆円にのぼる家計保有金融資産の存在、競争力ある製造業の集積、世界の成長センターであるアジアとの緊密な経済

¹ ここでは、日本の金融・資本市場を代表して、「東京」という呼称を用いている。

関係、東京の都市としての魅力の高さ等々、世界の金融センターとして求められるいくつかの優位性を持っている。それゆえ、「自由と規律」のバランスがとれ、信頼される金融・資本市場環境を整備することにより、その潜在力を開花させることは十分に可能である。ただし、そうした「自由と規律」のバランスがとれ、信頼される金融・資本市場環境を整備することは、決して容易なことではなく、日本が総力を挙げて真正面から取り組むべき課題であるという認識と強い決意があってはじめて可能なことである。

東京市場の国際金融センターとしての地位の向上を実現するための近道は存在しない。本格的な改革を着実に実施していくことが、唯一の方策である。これまでの改革の結果、とくに金融ビッグバンの実施以降、規制緩和・自由化という側面では相当の進捗があった。しかしながら、それに対応すべき規律という側面では、残念ながら、我が国の金融・資本市場は未だ全く問題がないとは断言できない状況にある。自由度の高い金融・資本市場がその機能を十全に発揮し得るためには、法令等の整備のみならず、市場参加者の規範意識といったレベルでも成熟が求められることになる²。いわば、社会の総合力が問われることになる。

それゆえ、金融ビッグバンのスローガン「自由(Free)、公正(Fair)、グローバル(Global)」に、「自由と規律(Discipline)」の視点を加えて、真に競争力(Competitive)のある金融・資本市場を確立するための改革を一層進めていく必要がある。そうした真摯な取り組みなしに、市場間競争での遅れを速やかに挽回し、東京市場のグローバルな競争力を向上させていくことはできない。本報告では、その際の具体的な改革構想の3本柱として、「一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの共通プラットフォームにする」、「プロとしての高い力量をもち、責任を自覚したプレーヤーによるイノベーションを促進し、資産運用力を強化する」、「規制監督の透明性・予見可能性を向上させ、自由と規律のバランスのとれた市場環境を提供する」を掲げ、以下の具体策を提示する。

² すなわち、金融・資本市場に係る法制度のあり方としては、(A)金融・資本市場を構成する諸要素の水準を一つずつ磨くことに加えて、(B)金融・資本市場法制を支える補助的ルール充実・強化(民事責任規定、受託者責任、紛争処理制度、刑事責任、課徴金制度、司法制度等)と、(C)金融・資本市場を支える社会の規範意識の醸成(教育、市民社会に根ざす金融・資本市場、欧米の法以上の権威を有する自治ルールの意義等の評価)が求められることになる。

1. 一層の制度整備を進め、東京市場をオープンでアクセスしやすいアジアの
共通プラットフォームにする。

(1) 金などの現物及び商品先物の投資信託法上の特定資産化

- リスク・アセットの選択肢を拡大することにより、個人の投資資金の流入が進み、市場取引に厚みが出るのが期待される。このため、投資信託やETF(上場投資信託)に金などの現物及び商品先物を主たる資産として組み込むことを可能にするなど、新しい金融商品を生み出すための制度整備を行なうべきである。

(2) 取引所間競争を促進するための金融商品取引法、商品取引所法等の改正

- ① 取引所の国際競争力を強化するためには、取引所間の競争を促進するとともに、新しい金融商品の開発やシステム投資を促進するための制度整備を行なうことが必要である。このため、証券取引所に商品先物、商品先物オプションを上場できるようにするとともに、金融先物、商品先物等も含めた総合取引所の設立を可能とするよう制度整備を行なう。また、将来的には、電力市場、排出権市場なども総合的にカバーする取引所の実現を可能とするべきである。
- ② この際、柔軟な組織再編が行なえるよう、証券取引所の持株会社の下に商品取引所を設立することを可能とするべきである。また、総合取引所や証券取引所における商品先物取引については、商品取引所法の適用除外とし、金融商品取引法の下で規制を行なうべきである。なお、こうした規制の対象になるのは、市場規制としての共通項を有する事柄であり、上場商品の組成農産物・エネルギー等自体に対する政策的観点の意義と矛盾するものではない。
- ③ 他方、我が国の商品取引所については、グローバルな資金の流れから完全に取り残されており、我が国が世界第二位の経済大国であるにも関わらず、外国に価格形成の主導権を奪われている。商品取引所の活性化に向けて、抜本的な改革を行なうことが不可欠である。このため、取引所のガバナンスを強化するため、現在事業者による会員制組織である取引所の組織形態の株式会社への転換や株式の上場を促すべきである。また、監督官庁と取引所の関係を規律あるものとするため、取引所への監督官庁からの天下りを制限するとともに、上場商品に関する主務大臣認可を廃止し、取引所の自主規制に任せるようにする等、商品取引所の国際競争力の強化に向けた抜本的な改革を断行すべきである。

(3) REITの運用対象資産への海外不動産の組み込み

- 我が国の REIT(不動産投資信託)の運用対象資産に海外不動産を組み込むことを禁止する法令上の規定は存在しないが、海外不動産に対する鑑定評価手法が確立していないことを理由として、証券取引所の上場規定はこれを禁止している。国土審議会の不動産投資市場検討小委員会最終報告(平成18年7月)において提言されている「海外投資不動産鑑定評価ガイドライン(仮称)」を早急に策定し、REITへの海外不動産の組み込みを早期に実現すべきである。

(4) 決済システムの戦略的強化

- ① 決済システムは証券決済と資金決済が一体として効率的に機能することで、経済全体の信頼と安定に大きく寄与する重要なインフラとしての役割を担っているとともに、それ自体が金融ビジネスとしての可能性を秘めている。安定的かつ効率的で、外国とも円滑にアクセスできる決済システムの存在は、国際金融センターが備えるべき最も基本的な要件の一つである。このため、英語標記や SWIFT³への対応等、決済システムの国際標準化を図るとともに、決済期間の短縮化(国債・株式取引における決済期間を、現在の取引日+3日から取引日+1日に短縮)、利便性の向上(金融 EDI⁴の実現)、危機管理体制の強化(バックアップ体制や業務継続体制[BCP]⁵の整備)等、決済システムの戦略的強化を早急に行うべきである。
- ② 決済システムのリスク管理を強化する観点から、決済システムに対して適切なモニタリングを行なうための関係当局の連携のあり方を明確化すべきである。また、決済システムの運営主体の意思決定や適切なガバナンスを確立する観点から、運営主体の自律性と責任能力を強化すべきである(株式会社化等)。
- ③ 諸外国との決済の円滑化を図るため、清算・決済機関の国際的な連携強化を図るべきである。

(5) JDR(日本型預託証券)に関わる政省令の早期整備

- 中国、インド等新興経済諸国の事業会社の我が国の金融・資本市場へのアクセスを向上するため、日本型預託証券(JDR)に係る政省令の早期

³ SWIFT(Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication): 銀行間の国際的な決済ネットワークの基幹システム。

⁴ 金融 EDI(Electronic Data Interchange): 金融機関間の決済ネットワークで決済データとともに関連する商流データを取扱うことを可能とする仕組み。

⁵ BCP(Business Continuity Plan)

整備を行なうべきである。

(6) プロ向け市場の創設と規制の合理的分化

- ① 今後の我が国の資本市場は市場型間接金融の拡大を促す方向で制度整備を進めるべきである。すなわち、直接的な意味での市場参加者をプロに限定することで、イギリスの代替投資市場(AIM⁶)やドイツの自由市場(Freiverkehr)のように、過剰な規制をうけることなく、自己責任原則の下で自由に活動できる市場を拡大していくことを目指すべきである。
- ② ただし、市場規制の観点からはプロの市場参加者であればあるほど要求される高度の倫理性、首尾一貫性(integrity)が、公正な価格形成確保の観点から求められる。プロとされる市場参加者は、しっかりとしたコンプライアンス(法令等遵守)と内部統制の体制を確立し、プロとしての責任(professional liability)を果たせる規律ある存在でなければならない。特に市場型間接金融の下では、関係者の利害関係が重層化することから、一般投資家の資産運用を受託する機関投資家の受託者責任に関するルールの明確化を図るべきである。

(7) 証券化商品やシンジケートローンに関する流通市場の整備と情報提供の充実

- ① 市場型間接金融の拡大に向けて、証券化商品やシンジケートローン等について、流通市場の整備を一層図るべきである。証券化商品、シンジケートローンとも第三者に対する情報提供が不足しており、リスク分析が十分にできないことから、流動性が低い状況にある。流通を促すための必要条件として、業界団体等が証券化商品の基本属性に関する情報開示基準を策定するよう検討するべきである。
- ② 債権譲渡に関するマイナスのイメージを払拭するため、売り手・投資家双方にとってのメリットが理解されるよう、関係団体等の普及活動を充実させるべきである。
- ③ 証券化商品について、単一のSPC(特定目的会社)が複数回証券を発行できないことに対し、法制面・実務面における改善を検討すべきである。

⁶ AIM(Alternative Investment Market)

(8) 会計基準のコンバージェンスの促進と我が国企業による国際会計基準(IFRSs)に基づく開示の容認

○ 海外からみた我が国企業の透明性を向上するとともに、外国企業の我が国市場への参入を促す観点から、会計基準のコンバージェンス(収斂)を促進するとともに、可能な限り追加的な補正措置が少ない形で会計基準の相互承認が行なえるよう、引き続き努力を行なうべきである。また、我が国では、我が国企業が米国基準に準拠して作成した連結財務諸表を受け入れているが、これを国際会計基準(IFRSs)についても基本的にも認める方向で検討がなされるべきである。

(9) 英文開示の早期実施、英語による情報提供の強化、専門窓口の設置

① 国際金融取引が、英語により、英米の法・会計制度を基本として行なわれるなかで、日本語や日本の法・会計制度が自然の障壁となっている可能性が高い。このため、英文開示の早期実施に加え、法令の英訳を含む英語による情報提供の強化、政府や取引所等における専門窓口の設置等、海外の企業や金融機関、投資家がアクセスしやすい環境を積極的に整備すべきである。

② 我が国の証券取引所への外国企業、とりわけ中国をはじめとするアジア諸国の企業の上場を促すため、ミッションの派遣等によるプロモーションの強化や我が国が受け入れている会計基準等に関する情報提供等、積極的な取り組みを行うべきである。その際、これまでのような外国の証券取引所との重複上場のみならず、我が国の証券取引所に単独上場する外国企業を増やすための努力を行なうべきである。

(10) 外国のプレーヤーの誘致

① 外国のプレーヤーを誘致する観点から一定条件の下に法規制・税制等を多角的に見直すべきである。とりわけ外国のプレーヤーが居住者として東京市場に参加することは、我が国の金融インフラ発展に大きく貢献するだけでなく、逸失損失(海外のプレーヤーが海外から東京市場に参加することによる国内所得形成面でのマイナスや税収の減少など)を取り戻すことが可能になり、さらには金融監督の実効性を高める効果も有する。

② 日本の証券市場への投資を行う海外投資家が、運用一任業者との間で投資顧問契約(運用一任契約)を締結し、当該海外投資家の運用対象資産における投資判断及び証券の取得・処分の執行を運用一任業者に一任して資産運用を行う際に、この運用一任業者が日本法人である場

合には、当該一任業者が代理人とみなされ（恒久的施設認定 PE [Permanent Establishment]）、海外投資家の運用資産の収益に日本の法人税が課される、との懸念がある（PE リスクという）。こうした PE リスクの存在は、海外投資家による日本の投資顧問業者の利用回避、及び投資顧問業者の海外逃避をもたらしており、こうしたリスクを排除するような何らかの措置をとることが望ましい。ただし、その場合には、投資家への課税の実効性、会社法上の株主の意義の見直しといった規律の向上が同時に図られる必要がある。

(11) 公開会社法の制定

- 資本市場における企業のガバナンスを強化することを目的とした公開会社法の制定は、金融・資本市場を構成する専門家、事業法人等が、金融・資本市場の要請を会社のガバナンスのレベルで確実に実行しうる体制を早急に確立していくための有力な提案であり、その必要性も含め、積極的に検討を行なうべきである。その際、法律制定の目的や効果について十分な理解を得るための努力を行なうべきである。

(12) 世界の金融センターとしての総合力の強化

- ① 世界の金融センターとしての地位を高めるためには、狭い意味での金融制度の改革のみならず、世界におけるヒト、モノ、カネ、情報等の交流拠点としての我が国の競争力を向上するための総合的な取組が不可欠である。
- ② 金融ビジネス関係者へのアンケート調査において国際金融センターとしての競争力を決定する要因として挙げられている、人材、規制環境、国際金融市場へのアクセス、空港アクセスを含めたビジネスインフラ等の面における改善を図るための総合的な取り組みを行なうべきである。
- ③ 羽田空港の国際化・24 時間化の早期実現や空港と都市間の移動時間の短縮等を通じ、海外とのアクセスを飛躍的に拡大すべきである。とりわけ、アジアの主要都市との日帰り圏の拡大、羽田空港の深夜早朝枠における欧米線の開設の実現は不可欠である。

2. プロとしての高い力量をもち、責任を自覚したプレーヤーによるイノベーションを促進し、資産運用力を強化する。

(1) 銀行・証券・保険に係る規制の見直し

- ① 国際的にいわゆる「金融のコングロマリット化」が進むなかで、現行の我が

国の銀証分離などの業規制については、ガバナンス、業務体制等の面でなお不十分、不透明な面が少なくないとの指摘がある。また、外資系金融機関等からも、顧客情報の共有や役職員の兼任が困難となるなど、利用者へのサービス向上の妨げとなっているとの指摘がある。

- ② このため業規制の見直しを進めることが望ましいが、その際、利益相反に対する弊害の除去、銀行の優越的地位の利用に対する制限などの観点から、適切なファイアウォールに関するきめ細かなルールを同時に整備することが必要である。また、そうした弊害が発生する蓋然性の少ない業態ないし取引にとって過度な負担とならないような対応が求められる。その際、預金保険制度など銀行のセーフティーネットの適用範囲が安易に拡大されることのないような仕組みも必要である。
- ③ さらに、保険業も含めた「金融のコングロマリット化」にも対応できるあるべき姿を展望しつつ、それを可能とする制度的条件を明らかにしていくことが必要である。

(2) ナローバンクやキャプティブ保険を可能にする特定免許の新設

- 金融取引や企業活動の多様化・高度化が進む中で、ナローバンク（決済専門銀行）やキャプティブ保険⁷等、従来の業法が想定していなかった新たな金融サービスに対するニーズが高まっている。このため、銀行、保険について、フル免許ではない簡易な特定免許を新設し、これらによる新たな金融活動を行なうことを可能とすべきである。

(3) 公的年金等における運用の自由度の拡大と受託者責任の強化

- ① これまで法律や規制等によって自由な運用が制約されてきた公的な資産について、運用の自由度を高めるべきである。
- ② 特に、世界最大の機関投資家である我が国の公的年金の受託者責任を強化する観点から、積立金の運用の自由度を高める一方、リスク管理の高度化、説明責任の強化、結果責任の明確化、運用状況に関する透明性の向上を図るべきである。また、積立金の運用機関（年金積立金管理運用独立行政法人等）において外部から資産運用に関する専門家を確保することができるよう、職員の採用や処遇等を柔軟に行なえる仕組みを構築するべきである。

(4) 金融税制の見直し

- 我が国の金融・資本市場の活性化を図るための金融に関する税制のあ

⁷ ある特定の企業グループや集団の保険のみを引き受ける専門の保険会社。

り方(金融所得課税一元化や証券投資促進のための個人投資口座の導入等)について、本年秋以降に本格的に行なうこととなっている税体系の抜本的改革に向けた検討の中で議論するべきである。

(5) 金融を理解し活用する基礎的能力(金融リテラシー)の向上

- ① グローバルな市場間競争を勝ち抜いて世界の金融センターとなるためには、ビジネス界をはじめとして、政治、行政、司法、報道関係者、消費者等の国民各層において金融を理解し活用する基礎的能力(金融リテラシー)の水準を上げていくことが不可欠である。
- ② このため、学校教育等における金融経済教育等への取り組みを一層強化するべきである。また、金融庁や日銀等において、経済社会のトップに立つ人々や報道関係者に対して金融・資本市場の現状や課題について説明を行なう機会を一層増やすように努めるべきである。

(6) 金融に関わる専門的人材の育成

- ① 金融、証券取引の高度化が進む中で、金融に関わる専門的人材を制度的に育成することは非常に重要である。このため、法律・会計や金融に係る専門職大学院の充実を図るとともに、司法試験や公認会計士試験、公務員試験等の選択科目に金融商品取引法等の金融関係科目を加えるべきである。
- ② また、金融に関する事案についての裁判の充実や迅速化を図るため、知的財産高等裁判所のような、金融を専門的に取り扱う裁判所を設置し、裁判所における専門的処理体制を充実させるべきである。これと併せて、金融を専門的に取り扱う司法関係者(判事・検事・弁護士等)の育成を強化すべきである。
- ③ さらに、金融監督当局の職員について、金融関係の資格取得に関する目標を設定し、その達成に向けて職員の資格取得を奨励するべきである。

(7) 海外から優秀な人材を確保するための環境整備

- 海外から金融分野に関して専門的・技術的知識を有する優秀な人材を確保するため、本人やその家族のみならず家事・育児支援者についても在留資格要件や在留期間の柔軟化を図るとともに、医療や子弟の教育、各種行政手続き等、外国人の生活環境の利便性を高めるべきである。

3. 規制監督の透明性・予見可能性を向上させ、自由と規律のバランスのとれた市場環境を提供する。

(1) プロ向け市場における規制緩和と一般投資家の保護の徹底

- ① 今後の我が国の金融・資本市場は市場型間接金融を前提にして制度整備を進めるべきである。その下では、直接的な意味での市場参加者をプロに限定し、業者の側におけるコンプライアンス・内部統制体制の確立を前提として規制を緩和することにより、投資家保護に関わる制度整備の負担の軽減化を図ることが可能となる。一方、一般投資家向け市場においては、投資家に対する保護を徹底するべきである。
- ② 金融監督については、以上のような金融・資本市場の目指すべき方向を踏まえ、規制の透明性・予見可能性を向上させ、自由と規律のバランスのとれた市場環境を提供することに重点を置くべきである。

(2) 証券取引等監視委員会の機能強化

- ① 「自由と規律」のバランスがとれ、信頼される金融・資本市場を実現するためには、金融監督当局の機能を向上させることが不可欠である。このため、金融をめぐる世界的な潮流、世界のベスト・プラクティスを踏まえて、金融の企画・立案、監督・検査体制のあり方について不断に見直す必要がある。証券取引等監視委員会による機動的な法運用を可能にするために、法の授權を前提に、一定範囲の比較的広範なルールメイク機能をも監視委員会が有するものとする必要がある(例えば、情報開示に関する分野等)。
- ② 市場における不正行為を機動的に摘発するとともに、市場ルールの形成・明確化を促進することが必要である。そのため、証券取引等監視委員会の独立性を高め、同委員会の準司法機能を抜本的に強化すべきである。ここで準司法機能の強化は、市場現場での違法行為の認定を容易にするために、制裁的機能を有する課徴金制度の導入によって図ることが可能である。このため、課徴金の範囲と金額の拡大の問題について速やかに具体的な検討を行い、結論を得るべきである。

(3) プリンシプルに基づく規制・監督手法の活用

- 規制の予見可能性を確保するとともに、金融監督当局の恣意的運用を排除するためには、予め詳細かつ明確なルールが示されていることが望ましい。しかしながら、近年の金融革新に伴い高度な金融商品や取引手法が次々と登場するなかで、また短時間に集中的かつ大量の取引が処理され

る資本市場においては、そもそもすべてを事前にルールによって規定することは困難である。したがって、形式的な法運用により、実質的な法目的の達成が損なわれることのないように、規制の目的や方向性を打ち出すことを目指すプリンシプル(原則)を明確化し、ルールに基づく規制・監督が形式的な法運用に流れる場合には、プリンシプルに立ち返ることで法目的を確実に捉えうるような規制体系を目指すべきである。

(4) ノーアクションレター制度の改善、セーフハーバールールを導入

- ① 金融ビジネスを行なう上では予見可能性が確保されていることが重要であり、金融監督や規制について不透明性が存在することにより、金融センターとしての魅力は大きく低下する。金融に係る制度の企画・立案、監督全般の予見可能性を高めるため、行政機関による法令適用事前確認手続き(ノーアクションレター)制度等の運用の見直し(対象範囲の拡大、匿名性の確保、公表時期の弾力化等)を行なうとともに、適用除外取引(セーフハーバールール)の積極的活用等を行なうべきである。
- ② これらにより明らかとなったルールや解釈等については、分かりやすい形でデータベース化を行ない、ホームページへの掲載等を通じて一般の閲覧に供するべきである。

(5) 金融監督当局と金融ビジネス関係者の対話

- 金融監督当局と金融ビジネス関係者との間の意思疎通の円滑化を図るため、両者がオープンかつ率直な意見交換を行なう機会を一層増やしていくべきである。

(6) 自主規制機関の機能の拡充と体制強化

- ① 金融、証券取引の高度化が進展するなかで、政府の法令による規制と自主規制機関による規制との役割分担のあり方が問われている。法令の増加に伴うコストを抑制し、事前規制の透明化を図る観点からは、市場参加者の自由な活動に対する過度の負担とならないことや規制の重複の回避等に留意しつつ、証券業協会や取引所等による自主規制を拡充するべきである。
- ② 取引所における上場企業に対する審査機能を強化するとともに、ルール違反があった場合の制裁の実効性を高めるため、従来の上場廃止に加えて、制裁金等の中間的な措置を導入すべきである。この際、自主規制機関レベルでも何らかの形で違法行為の認定を関係者に対して迫りうるような制度が存在することも必要である。

- ③ 市場の動向に即した臨機応変の対応を可能とするため、自主規制機関において機動的な意思決定を行うための仕組みを導入すると同時に、公正性を保つ観点から、その決定に対する異議申し立ての仕組みを整備すべきである。
- ④ なお、上場廃止企業の株主を保護する観点からは、上場廃止銘柄であっても流通できる市場を整備することが重要である。このため、証券業協会が開設するグリーンシート制度において、「不適正」の監査意見が付された企業の株式の流通も認めることにより、上場廃止銘柄の流動性を高めるべきである。

(7) 官民の人材交流の促進と利益相反の防止

- ① 近年、金融監督当局の人員は他省庁との比較において大幅に増員されてきたとはいえ、本来必要とされる人数には及んでいないほか、外部から専門的知識を有する人材を十分に確保することが困難な状況にある。このため、金融監督体制の見直しと併せて、専門的知識を有する人材を柔軟に確保できる仕組みを構築すべきである。
- ② この一環として、中途採用や任期付職員、官民人事交流に係る採用や待遇、在職期間等の弾力化を図ることにより、外部の人材を柔軟に活用できる環境を整備するとともに、厳格な規律の下で外部人材を積極的に幹部ポストに登用すべきである。
- ③ さらに、金融監督体制全体のなかで、公務員が担当している業務を見直し、非公務員が担える業務については、非公務員化することを検討すべきである。また、金融行政に関する専門家を適切に育成・処遇する観点から、金融行政において新たな専門職を創設することを検討すべきである。

(8) 規制のコスト・ベネフィット分析の導入

- SOX 法⁸の導入による過重なコスト負担により米国市場の競争力が相対的に低下した例に鑑みれば、規制に係るコスト・ベネフィットを客観的な手法により明らかにすることが重要である。このため、本年 10 月より新たな規制の導入や修正に際して実施が義務付けられている規制影響分析（RIA）が真に実効性あるものとなるよう、金融・資本市場の規制については、企業のコンプライアンス・コストや競争環境への影響等に重点をおいて、可能な限り定量的な分析を行うべきである。また、RIA の実施義務付けに至らない規制の影響についても、自主的かつ積極的に分析を行なうべきである。

⁸ サーベンス=オクスレー法（企業改革法）

おわりに

最初に述べたように、東京市場のグローバル競争力を高め、その国際金融センターとしての地位を向上させるためには、本格的な改革を着実に実施していく以外にはない。それゆえ、いまこそ日本政府は、金融・資本市場改革が国家的優先課題であることを宣言し、上記で提案した改革構想を実現していくための具体的な推進体制を構築するというかたちで強いコミットメントを行うべきである。求められている改革の内容には、政府のイニシアチブによるもののみにとどまらず、むしろ取引所をはじめとした自主規制機関や市場参加者が主体となって達成されるべきものが多い。この点で、金融・資本市場改革のために、政府と民間部門の意思疎通を十分図りながら推進する体制の確立が欠かせないといえる。

グローバル化改革専門調査会
金融・資本市場ワーキンググループメンバー名簿

- 副主査 池尾 和人 慶應義塾大学経済学部教授
- 伊藤 隆敏 東京大学大学院経済学研究科教授
- 主査 上村 達男 早稲田大学法学学術院長
- 大崎 貞和 株式会社野村資本市場研究所研究主幹
- 川濱 昇 京都大学大学院法学研究科教授
- 菅野 雅明 J P モルガン証券株式会社チーフエコノミスト
- 齊藤 惇 前株式会社産業再生機構代表取締役社長
- 松本 大 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO

(五十音順)
平成19年4月20日現在